

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第18条第1項の規定による京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、京都府知事から都市計画の案の閲覧事務の依頼がありましたので、次のとおり公告し、当該案を閲覧に供します。

また、京都府土木建築部都市計画課及び京都府京都土木事務所において当該案を縦覧することができます。

平成19年7月27日

京都市長 榎本 頼 兼

1 閲覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

2 閲覧期間

平成19年7月27日から平成19年8月10日まで

（都市計画局都市企画部都市計画課）